建設部

1　地籍調査事業

地籍調査は、国土調査法（昭和 26 年 6 月 1 日法律第 180 号）及び国土調査促進特別措置法（昭和 37 年 5 月 19 日法律第 143 号）に基づく国土調査の一環として、土地の一筆ごとの所有者、地番、地目を調査し、境界の位置と面積を測量する調査です。

(1)　佐賀市の地籍調査

昭和 43 年度から地籍調査を実施しており、旧大和町、旧富士町、旧三瀬村、旧諸富町、旧久保田町、旧川副町及び旧東与賀町は完了している。現在は旧佐賀市中心部のみ未実施となっており、平成 28 年度から旧佐賀市中心部における地籍調査を再開した。

なお、計画面積 348.61ｋ㎡のうち実施面積は 340.34ｋ㎡であり、進捗率は 97.62％である。

事業費負担割合：国 50％、県 25％、市 25％

○　旧佐賀市(平成 28 年度より再開)　　単位：ｋ㎡

実　施　地　区	実施年度	実施面積
嘉瀬地区（鍋島の一部含む）	S52	9.20
西与賀・本庄地区（嘉瀬及び蓮池の一部含む）	S53	9.74
鍋島・蓮池地区	S54	12.00
金立・久保泉地区（南部）	S55	11.43
金立・久保泉地区（中部）	S56	8.52
金立・久保泉地区（北部）・北川副・巨勢地区（東部）	S57	7.07
北川副・巨勢地区（西部）・兵庫町（一部）地区	S58	8.76
兵庫町（一部）地区	S59	8.67
高木瀬（一部）地区	S60	4.28
高木瀬町（一部）・日の出一丁目、二丁目・高木団地・若宮三丁目・新中町・八丁畷町	S61	2.31
鍋島町（一部）・卸本町・神園四丁目	S62	1.24
鍋島町（一部）・八戸溝一丁目、二丁目、三丁目・天祐一丁目、二丁目・天祐団地・神園五丁目、六丁目	S63	1.16
白山二丁目・中央本町・呉服元町・柳町・松原二丁目、三丁目、四丁目	R1	0.41
成章町、白山一丁目、八幡小路、中の小路、堀川町、松原一丁目	R2	0.47
天神一丁目、二丁目・唐人一丁目・駅南本町（一部）	R4	0.24
計		85.50

○　旧大和町（事業完了）　　単位：ｋ㎡

実　施　地　区	実施年度	実施面積
池上	S44～S46	3.97
東山田	S47	2.36
実　施　地　区	実施年度	実施面積
久留間・川上（一部）	S48	2.24
尼寺（一部）・久池井（一部）	S49	2.34
尼寺（一部）・久池井（一部）	S50	3.38
久池井（一部）	S51	3.07
梅野（一部）	S52	4.70
梅野（一部）・松瀬（一部）	S53	4.36
久留間（一部）・川上（一部）	S54	4.03
川上（一部）・東山田（一部）・久池井（一部）	S55	3.38
川上（一部）・八反原	S56	3.22
松瀬（一部）・名尾	S57	3.48
松瀬（一部）	S58	4.26
松瀬（一部）	S59	3.41
計		48.20

○　旧富士町（事業完了）　　単位：ｋ㎡

実　施　地　区　（大字）	実施年度	実施面積
上合瀬・下合瀬（一部）	S49～50	3.26
下合瀬（一部）	S50	1.35
古場（一部）・藤瀬（一部）	S51	3.09
古場（一部）・藤瀬（一部）	S52	7.20
下無津呂	S53	3.21
上無津呂	S54	13.29
麻那古・中原・大串・大野（一部）	S55	15.26
栗並・大野（一部）	S56	11.11
関屋	S57	10.99
小副川	S58	11.37
畑瀬・古湯	S59	9.23
杉山・市川（一部）・萓木（一部）	S60	7.76
市川（一部）	S61	12.27
鎌倉・萓木（一部）	S62	7.93
上熊川・内野・下熊川	S63	10.14
計		127.46

○　旧三瀬村（事業完了）　　単位：k㎡

実　施　地　区　（字名）	実施年度	実施面積
明神	S63	0.32
菅田・西ノ谷・宮ノ口・田ノ宇曽	H 1	1.91
原田・野田・詰ノ瀬・園田・宇土・床並	H 2	2.52
実　施　地　区　（字名）	実施年度	実施面積
中谷・西落合・浦田・松尾南	H 3	2.15
岸高・神有・原ノ谷・今原・軽井谷	H 4	2.25
山中・反田・宿・長畑・境峠	H 5	2.81
丸駒・土師・小切・栗原（甲）	H 6	2.23
井手野・吉野山・栗原（乙）	H 7	1.44
ゾウメキ・柳瀬・杉本・長谷	H 8	2.53
桜・湯穴・岸下・北向・船石・芹田	H 9	2.47
大谷・池田・川原谷・笹ノ瀬・裏田・高山・山谷・鳥巣	H10	2.08
早馬・岸高・大地・天塘・小ケ倉・柳谷	H11	2.97
薙野・井頭・牟田元・椎ノ木・大佐古・小竹・岩屋・平松	H12	2.40
計		28.08

○　旧諸富町（事業完了）　　単位：k㎡

実　施　地　区　（大字）	実施年度	実施面積
大字大堂（一部）	S46	3.10
大字山領・大字大堂（一部）・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S47	6.79
大字寺井津・大字徳富（一部）・大字為重（一部）・大字諸富津（一部）	S48	2.13
計		12.02

○　旧久保田町（事業完了）　　単位：k㎡

実　施　地　区　（大字）	実施年度	実施面積
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久保田（一部）・大字江戸	S43	8.75
大字徳万（一部）・大字久富（一部）・大字新田（一部）・大字久保田（一部）	S44	5.43
計		14.18

○　旧川副町（事業完了）　　単位：ｋ㎡

実　施　地　区　（大字）	実施年度	実施面積
大字大詫間の一部	H 6	1.31
大字大詫間の一部	H 7	4.01
大字大詫間の一部	H 8	0.45
大字大詫間の一部	H 9	0.44
大字福富の一部	H10	0.38
大字福富、早津江、早津江津の各一部	H11	0.47
大字早津江、早津江津の各一部	H12	0.52
大字西古賀、小々森の各一部	H13	0.54
実　施　地　区　（大字）	実施年度	実施面積
大字西古賀、小々森の各一部	H14	0.49
大字小々森の一部	H15	1.91
大字鹿江の一部	H16	0.72
大字鹿江の一部	H17	0.58
大字犬井道の一部	H18	0.46
大字犬井道の一部	H19	0.33
大字犬井道の一部	H20	0.59
大字犬井道の一部	H21	0.52
大字南里の一部	H22	0.63
大字犬井道の一部	H23	1.85
大字南里の一部	H24	0.73
大字南里の一部	H30	0.07
計		17.00

○　旧東与賀町（事業完了）　　単位：ｋ㎡

実　施　地　区　（字名）	実施年度	実施面積
大字下古賀字東大授,大字田中字中大授,大字飯盛字第二戊申	S61	2.28
大字下古賀字年徳搦,東社搦,中社搦,千秋搦 大字田中字西社搦,東大搦 大字飯盛字西大授、中大搦、西大搦、東戊辰、白島搦、土居外	S62	3.71
大字下古賀字二本榎、小搦、大明神搦、三本榎、四本榎、外搦、孫十搦、東栄徳搦、西栄徳搦、土居副、年徳搦、千秋搦 大字田中四本榎、五本榎、一本杉、二本杉、一本谷、二本桃、一本桃、二本谷、三本杉、四本杉、五本杉、ツルの内、住吉、一本柳、二本柳、二番搦 大字飯盛字二本榎、三本榎、津留、土居外、一本柳、二本柳、三本柳、一本谷、利右エ門搦、権佐エ門搦、伊十搦、大搦、白島搦	S63	0.78
大字下古賀字三本榎、四本榎、一本黒木、二本黒木、船津、三本黒木、二本杉、三本杉、四本杉、五本杉、一本松、三本松、四本谷、五本谷、一本榎、四本黒木、土居副、小石佐屋、今町、二本榎 大字田中字三本黒木、四本黒木、五本松、五本黒木、三本谷、二本谷、一本谷、二本杉、一本杉、五本榎、一本桃 大字飯盛字二本榎、五本榎	H 1	0.57
大字下古賀字二本谷、三本谷、四本谷、五本谷、一本杉、二本榎、二本杉、実久、一本榎、五本杉、三本杉、四本杉、四本榎 大字田中字一本杉、一本黒木、二本黒木 大字飯盛字一本松、二本松、三本松、四本松、五本松、二本柳、三本柳、一本杉、一本榎、三本谷、一本谷、二本谷	H 2	0.53
東与賀町全域（取りまとめ工程）	H 3	0.03
計		7.90

２　道路

(1)　道路状況（市道）

（Ｒ8.4.1 現在）(SA05)

	路線数	実延長(m)	舗装道(m)	舗装率(%)	道路部面積(㎡)
佐　賀	2,960	852,044.7	831,373.7	97.6%	5,154,665
諸　富	483	116,972.7	113,763.7	97.3%	598,576
大　和	472	164,733.4	160,007.9	97.1%	890,402
富　士	193	146,608.1	142,608.5	97.3%	892,288
三　瀬	52	46,081.4	45,544.3	98.8%	282,018
川　副	589	238,890.3	230,653.3	96.6%	1,060,431
東与賀	223	111,043.4	111,000.4	99.9%	540,938
久保田	234	97,653.3	97,547.8	99.9%	488,389
計	5,206	1,774,027.3	1,732,499.6	97.7%	9,907,707

(2)　橋りょう状況（市道）

（Ｒ8.4.1 現在）(SA02)

	木橋		永久橋		計	
	個数	延長(m)	個数	延長(m)	個数	延長(m)
佐　賀	1	4.1	1,692	9,493.2	1,693	9,497.3
諸　富	0	0	153	780.3	153	780.3
大　和	0	0	211	1,494.4	211	1,494.4
富　士	0	0	141	2,498.4	141	2,498.4
三　瀬	0	0	39	459.7	39	459.7
川　副	0	0	403	1,662.6	403	1,662.6
東与賀	0	0	131	655.8	131	655.8
久保田	0	0	88	674.5	88	674.5
計	1	4.1	2,858	17,718.9	2,859	17,723.0

(3)　道路関係予算の年度別推移

道路関係予算の年度別推移	R3	R4	R5	R6	R7	年度	R7 年度事業費（千円）
事業費	28.5	32.4	33.1	31.3	32.4	億円	3,244,674
道路維持費	31	25	30	27	32	%	1,053,839
道路新設改良費	47	48	42	45	42	%	1,368,270
交通安全対策事業費	2	2	2	2	2	%	60,000
橋りょう新設改良費	9	14	7	11	7	%	225,548
街路事業費	11	11	19	15	17	%	537,017

(4) 佐賀市市道認定基準について（要綱より抜粋）

① 一般的基準

ア 市道として認定する道路は、不特定多数の者の通行の用に供し、かつ、次に掲げる要件を具備する道路でなければならない。

ⅰ 道路の幅員が 4 メートル以上であり、当該道路の敷地となる土地の境界が明確であること。

ⅱ 道路の敷地を直ちに佐賀市に無償で譲渡することができ、当該敷地に所有権以外の権利の登記がなされていないこと。

ⅲ 道路の起点が国県市町道（以下「公道」という。）に接続し、終点が公道又は公共施設（水路、河川、都市下水路等を除く。以下同じ。）に接続していること。

ⅳ 道路の線形、縦断、勾配等が道路構造令（昭和 45 年政令第 320 号）及び佐賀市道路の構造の技術的基準等を定める条例（平成 25 年佐賀市条例第 2 号）の規定に適合し、かつ、道路の排水施設が充分な処理能力を有し、流末処理に問題がないこと。

ⅴ 道路の舗装が、認定した後 2 年以上補修を要しない強度を有すること。

ⅵ 道路に道路管理上の支障物件がないこと。

イ 終点が公道又は公共施設に接続していない袋路状道路で、建築の用に供する目的の土地 5 区画以上が隣接し、かつ、次のいずれかの要件を具備するものは、上記アのⅲ内の「終点が公道又は公共施設（水路、河川、都市下水路等を除く。以下同じ。）に接続していること。」の要件を具備しているとみなすことができる。

ⅰ 道路の延長が 35 メートル以下であること。

ⅱ 道路の幅員が 6 メートル以上であること。

ⅲ 終端及び区間 35 メートル以内ごとに建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 144 条の 4 第 1 項第 1 号ハの自動車の転回広場が設けられていること。

ⅳ 昭和 45 年以前に築造されたこと。

② 特例条項

ア 昭和 30 年以前に設置された不特定多数の通行の用に供している道路は、その幅員を 2.5 メートルまで緩和することができる。

イ 山間部において、住民の生活上必要と認められる道路

※ 山間部とは佐賀市大和町、富士町、三瀬村の都市計画区域外の区域とする。

③ 手続き

ア 市道の認定又は変更を受けようとする者は、市道認定及び道路敷地寄付申請書を市長に提出しなければならない。

イ 市長は、申請書を受理したときは、必要な調査を行い、その内容について佐賀市道路認定委員会の審議を得るものとする。

(5) 私道等整備補助金について

① 目的

市道として認定することが困難な私道等の整備工事へ補助金を交付することにより、私道等の生活環境の向上および交通安全に資すること。

② 整備工事

舗装工事、側溝排水施設工事、橋りょう工事、防護柵工事、護岸工事

③　対象

ア　5戸以上の家屋が立ち並び利用されている道路

イ　幅員 2.5m 以上、ただし交通安全のための自転車・歩行者専用道路で、特に市長が認めたものについては、1.5m まで。

ウ　一方が公道に通じている道路、ただし橋りょう工事は公道から公道に通じている私道等。

④　補助金の額

ア	舗装工事	50%
イ	側溝排水施設工事	50%
ウ	橋りょう工事	50%
エ	防護柵工事	50%
オ	護岸工事	50%

※　補助金の総額が 10 万円未満の場合は、補助金を交付しない。

(6)　放置自転車対策事業

昭和 50 年代後半、自転車需要の増大に駐輪場の設置が追いつかず放置自転車が全国的に社会問題となった。本市においても、市街地が佐賀平野の中心部に位置し高低差の少ない地形でコンパクトであるため、自転車利用者が非常に多く、特に佐賀駅周辺において通勤・通学する人の放置自転車が数多く見受けられる状況であった。

このため、放置自転車の撲滅及び通勤通学者の自転車・原付バイク利用の利便を図るため、平成 5 年 3 月末、ＪＲ佐賀駅周辺に 3 ヶ所の自転車駐車場を整備し、同年 4 月 1 日から「佐賀市自転車駐車場条例」と「佐賀市自転車等の放置防止に関する条例」を施行した。

さらに、同年 7 月 1 日には JR 佐賀駅周辺を自転車等の放置禁止区域に指定し、即日強制撤去を開始した。条例が施行される前は、多い日で一日に 1,500 台程度の自転車やバイクが放置されていたが、現在は 1 台程度の放置となっている。

平成 16 年度から 18 年度にかけて、放置が多い佐賀駅の南北の市道上に路上コイン式駐輪機 154 台を設置した。3 ヶ所の自転車駐車場と同じく、2 時間まで無料、1 日 1 回 100 円で自転車利用者の利便に供していた。

また、佐賀駅東自転車駐車場については、平成 23 年度に駐輪器具の改修工事を行い、佐賀駅西自転車駐車場については、平成 27 年度に便所の改修工事、平成 28 年度に保全工事（鉄骨柱塗装、通路床防水、フェンス塗装等）を行った。サイクルラック入れ替えは、平成 28 年度に 463 台、平成 29 年度に 552 台、平成 30 年度に 526 台、令和元年度に 260 台行った。

令和 4 年度には、佐賀駅周辺整備に伴う駅北口・南口の整備に合わせ、駅前の南北市道上に設置した路上コイン式駐輪機を駅北側にある市有地に移設し、新たに佐賀駅北第二自転車駐車場を開設した。佐賀駅北第二自転車駐車場には 172 台の駐輪機を設置した。

放置禁止区域内の放置自転車については、会計年度任用職員 1 名で毎日撤去を行っており、返還時に移動・保管に要する費用として、自転車は 1,500 円、原付バイクは 2,000 円を所有者から徴収している。引取りがない自転車については、スクラップとして処分するか、福祉事業を行っている NPO 法人等に無償譲渡し、整備等が行われリサイクル自転車として販売される。

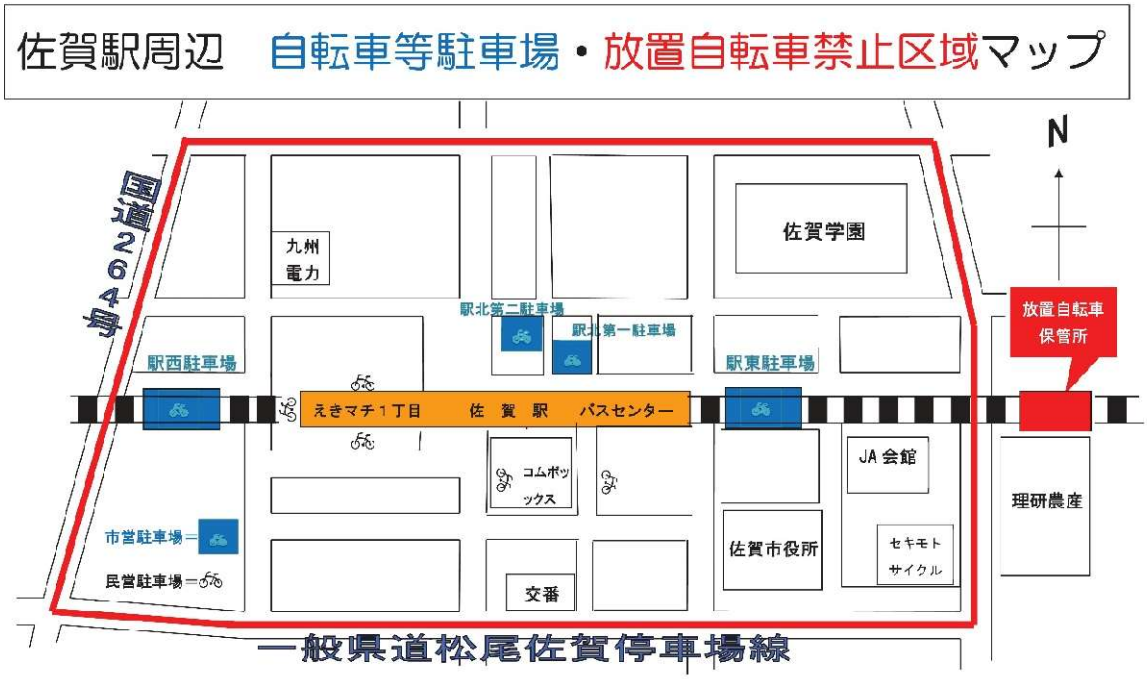
この放置自転車対策事業をより効果的に行うため「佐賀市放置自転車等対策協議会」を設置し協議を行っている。

（自転車駐車場における収容可能台数　合計 3,802 台　R8.4.1 現在）

○　自転車駐車場使用料　（R8.4.1 現在）

使用の種別		使用期間	自転車	原付バイク
定期使用	学　生	1 か月	1,040 円	1,580 円
		3 か月	2,870 円	4,300 円
		6 か月	5,320 円	7,990 円
	一　般	1 か月	1,270 円	1,910 円
		3 か月	3,460 円	5,220 円
		6 か月	6,390 円	9,600 円
一時使用		1 日（1 回）	100 円	150 円

○　放置禁止区域・自転車駐車場・自転車保管所案内図

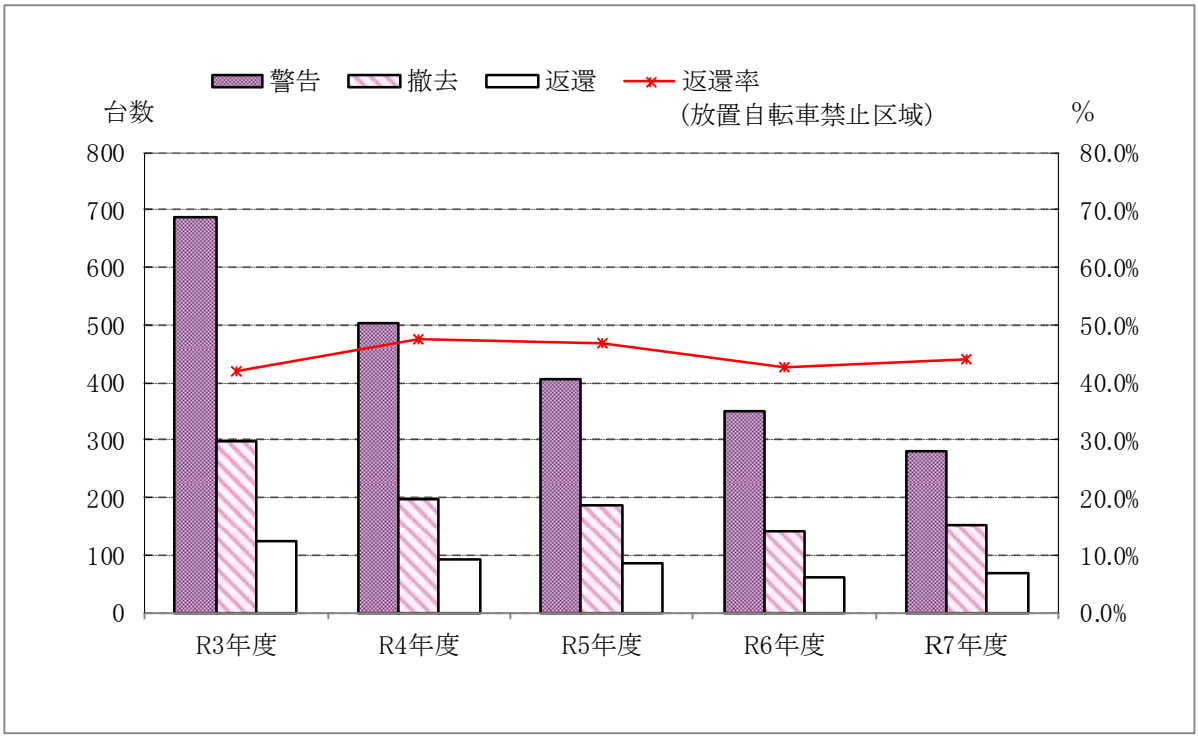


R3年度～R7年度佐賀市自転車等駐車場稼働率及び利用者数

	駐車台数（1日平均）					稼働率				
	R3	R4	R5	R6	R7	R3	R4	R5	R6	R7
駅北口路上自転車駐車場（50台）	102	125				204.0%	250.0%			
駅南口路上自転車駐車場（104台）	194	205				186.5%	197.1%			
駅北自転車駐車場（250台）	104	98	99	102	101	41.6%	39.2%	39.6%	40.8%	40.4%
駅北第二自転車駐車場（172台）		148	181	203	221		86.0%	105.2%	118.0%	128.5%
駅西自転車駐車場（1896台）	1,669	1,740	1,672	1,698	1,724	88.0%	91.8%	88.2%	89.6%	90.9%
駅東自転車駐車場（925台）	849	828	835	861	812	91.8%	89.5%	90.3%	93.1%	87.8%
計 ※R8.3.31現在 3243台	2,918	2,905	2,787	2,864	2,858	90.5%	89.8%	85.9%	88.3%	88.1%

※原付バイク含まず
※R4は南北路上自転車駐車場が9月まで、北第二駐車場が10月から利用開始となった。
　そのため駐輪台数の合計及び稼働率は上半期と下半期の平均として算出している。

R３～R７年度　放置自転車の撤去及び返還数



年度別警告・撤去・返却台数および返還率

年度別		R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R７年度
警告台数		686	502	407	350	282
放置禁止区域	撤去台数	298	196	186	141	152
	返還台数	125	93	87	60	67
	返還率	41.9%	47.4%	46.8%	42.6%	44.1%
放置禁止区域外	撤去台数	103	115	121	79	125
	返還台数	10	19	22	18	17
	返還率	9.7%	16.5%	18.2%	22.8%	13.6%

※原付バイクは含まず

令和7年度撤去した内の盗難自転車	放置禁止区域	26
	放置禁止区域外	1

(7) 都市計画道路

都市活動の大動脈である都市計画道路は昭和 6 年 9 月 29 日最初の 13 路線が決定された後逐次増加し平成 17 年 10 月及び平成 19 年 10 月の市町村合併を経て現在では 89 路線、149,690m が決定されるに至った。

これらの都市計画道路の中には計画決定をして半世紀以上も整備を行っていない路線も存在し、都市施設であることから道路の計画区域内に建築制限がかかり、計画的な土地利用ができないなど、全国的な問題となっている。佐賀市では、全国的にも早く平成 16 年度より佐賀市都市計画道路網再編検討委員会において、都市計画道路網の見直しを行い、旧佐賀市にあっては平成 17 年 12 月に、また旧大和町にあっては平成 18 年 12 月に都市計画道路網の見直し方針を公表し、順次都市計画変更の手続きを行っている。なお、旧諸富町における 2 路線の都市計画道路は、全て整備が完了している。

現在の都市計画道路の整備状況は 7 割強で、近年では城内線、神野町八戸溝線、環状東線などの整備を県事業において着手している。また、市の事業としては八戸天祐線、東高木木角線、水ヶ江町新郷線の事業に着手している。

都市計画道路現況　（令和 7.4.1 現在）

規模	幅員の範囲	計画延長	改良済延長	概成済延長	進　捗　率 (改良済/計画)
3	22m 以上～40m 未満	37,410m	34,750m	2,660m	92.9%
4	16m 以上～22m 未満	71,580m	48,292m	3,168m	67.5%
5	12m 以上～16m 未満	28,590m	20,881m	7,709m	73.0%
6	8m 以上～12m 未満	8,880m	7,020m	670m	79.1%
7	8m 未満	3,230m	3,230m	0m	100.0%
89路線		149,690m	114,173m	14,207m	76.3%

※　改良済延長・・・道路用地が計画幅員どおり確保されており、一般の通行の用に供している道路延長をいう。

※　概成済延長・・・改良済以外の区間のうち、路線として都市計画道路と同等の機能を果たしうる現道の延長をいう。おおむね計画幅員の 2/3 以上または 4 車線以上の幅員を要する道路とするが、必ずしも都市計画道路の区域内に含まれる道路とは限らない。

3　排水対策

(1)　排水体系

本市の平坦部は、筑後川、城原川、巨勢川、嘉瀬川をはじめ多くの河川が運んだ土砂や有明海の潮流により運ばれた泥土によって形成された肥沃で広大な平野である。

しかし、低平地であり有明海の潮位がＴＰ＋3.0ｍにも及ぶため満潮位以下の地域は内水被害が頻発しており、特に近年の経済成長は佐賀市を中心とする人々の低平市街地への集中化、流域の開発による流出量の増大、また、地下水汲み上げによる地盤沈下とも重なって水害被害も益々増大し、昭和 55 年 8 月の出水では 12,000 戸、平成 2 年 7 月の出水でも 12,000 戸の浸水被害が発生している。

このような、洪水被害から守るために佐賀市とその周辺地区において昭和 55 年と平成 2 年の 2 度の水害後に河川激甚災害対策特別緊急事業の指定を受け、佐賀江川、巨勢川、新川、八田江が改修され、また、中小河川事業では、巨勢川、中池江川、本庄江等の改修が促進された。

佐賀市東部地区排水の主河川である佐賀江川は、佐賀市街地東部より東流し、筑後川に流入する河川で、巨勢川、中池江川の各河川で洪水を集め、佐賀江川、八田江、新川の 3 河川で筑後川、有明海に排水する本市の重要な河川である。また、佐賀市西部地区排水の主河川である本庄江は、佐賀市街地西部排水の重要な河川である。

このような地域を洪水氾濫から防御するための治水対策として、北部山間地域からの洪水流量を巨勢川調整池及び佐賀導水路により軽減させ、中・下流部においては洪水流量をスムーズに流下させるため、河道拡幅、ショートカット等河道改修、さらに河川末端には排水ポンプを設置し洪水を処理するようにしている。

(2)　排水対策

近年の頻発する浸水被害に対して、被害を最小限にする取り組みを強化するため、平成 25 年度に佐賀市排水対策基本計画を策定し、令和 2 年度に第一回改訂、令和 8 年 3 月に第二回改訂を行った。改訂計画では、気候変動対応として、新たに上乗せ対策を位置づけ、「溜める対策」の加速化・深化を図るとともに、まちづくりと一体となった対策や、地域や個人の自主的防災対策も位置づけ、あらゆる主体で浸水被害軽減を図る。

①　河川事業

昭和 60 年	市街地から東へ流れ筑後川に通じる佐賀江川に蒲田津排水機場を毎秒 30 トンの規模で建設
昭和 63 年	市街地東部を南下する八田江に八田江排水機場を毎秒 20 トンから毎秒 30 トンに強化 蒲田津排水機場を雨季前に毎秒 60 トンの能力に強化、完成
平成 6 年	7 月から新川排水機場が毎秒 30 トンで稼動
平成 7 年	八田江排水機場を毎秒 30 トン増設、合計毎秒 60 トンに改正、三間川と巨勢川の合流点に毎秒 10 トンのポンプが完成 佐賀江川の蛇行部をショートカットし、新たな農業用水路を整備する事業が完成

平成 12 年	市街地西部を南下する本庄江に地蔵川排水機場が毎秒 10 トンで完成
平成 17 年	巨勢川調整池に毎秒 30 トンのポンプが完成
平成 20 年	佐賀導水事業（巨勢川の洪水調節や市内河川への浄化用水供給を目的とする）完成
平成 24 年	嘉瀬川ダムが完成し運用を開始

② 雨水事業

～昭和 62 年	大溝川雨水幹線　延長 3,800ｍを整備（市街地東部排水に効果）
～平成 3 年	八田雨水幹線　延長 327ｍを整備（市街地南部排水に効果）
～平成 6 年	下村雨水幹線　延長 950ｍを整備（東部新市街地排水に効果）
～平成 20 年	下村雨水幹線　延長 1,200ｍを整備（東部新市街地排水に効果）
～平成 25 年	大藤川雨水準幹線　延長 1,100ｍを整備（佐賀駅周辺部に効果）
～平成 28 年	十間堀川雨水幹線　延長 650ｍを整備（中心市街地排水に効果）
～平成 29 年	石塚雨水ポンプ場を毎秒 4 トンで整備（諸富市街地及び市街地東部排水に効果）
～令和元年	厘外ポンプ場を毎秒 2 トンで整備（市街地西部排水に効果）
～令和 3 年	尼寺第２雨水調整池を整備（市街地北部排水に効果）
～令和 4 年	新村愛敬雨水幹線狭窄部４箇所を整備（中心市街地排水に効果）
～令和 4 年	平松厘外雨水幹線　延長 520ｍを整備（市街地西部排水に効果）
～令和 5 年	尼寺排水機場を毎秒 3 トンで整備（市街地北部排水に効果）

4　河川浄化

(1)　河川浄化運動

①　「川を愛する週間」における清掃参加者の推移（人）

	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
春	36,218	41,148	40,225	41,269	41,371
秋	43,245	43,787	43,248	43,364	42,989
合計	79,463	84,935	83,473	84,633	84,360

※　実施日は町区によって異なる。

※　全ての町区が年 2 回清掃を行っているわけではない。

②　「川を愛する週間」における清掃用具の借用申し込み状況

	胴長	半長	長鎌	鎌	モカキ	ガンヅメ	ジョレン	スコップ ※1	一輪車	舟 ※2	金ホウキ	コンテナ
7 年春	1,397	1,141	454	2,907	826	693	73	882	679	244	709	7,393
7 年秋	1,165	1,141	421	2,426	829	647	65	810	720	237	652	6,546

※1　剣先スコップと角型スコップの合算

※2　ごみ回収用舟は大・中・小サイズの合算

○　清掃用具は無料で貸し出しを行っている（随時）。

(2)　ふれあい水辺の設置

川とのふれあいを通して、自然環境の中で健全な遊びと河川浄化の精神を学ぶため、幼児から小学校低学年を対象に昭和 58 年から 7 月中旬からお盆を除く 8 月下旬までの期間、多布施川水遊び場を設置開放している。

水遊び場の設置場所は、護国神社の境内に東に面した場所であり、市街地の中心部で水遊びができるとあって、毎年大勢の子どもたちでにぎわっている。

この河川愛護を目的とした活動が認められ、昭和 60 年に佐賀県河川愛護協会の表彰、昭和 61 年 5 月には、日本河川協会の表彰を受け、さらには第 1 回「手づくり郷土賞」のふれあい水辺部門で建設省（当時）から認定された。

５　市営住宅

(1)　市営住宅一覧

（R8.4.1 現在）

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積（㎡）	所在地
	嘉瀬	H23，24	中耐	3	87	45.3，66.0 76.50	嘉瀬町大字中原2456番地1～3
	安住	S36	準耐・木造	13	42	29.75 34.71	今宿町8番
	道崎	H26	中耐	2	58	49.57～ 62.31	巨勢町大字修理田289番地1
	光法	R6	中耐	1	39	40.98～ 61.98	北川副大字光法1205番地2
	兵庫	H28	中耐	3	99	52.51～ 65.51	兵庫町大字渕2862番地1
	植木	S42～51	準耐	16	64	32.18～ 47.05	鍋島町大字蛎久9番地 鍋島町大字蛎久1番地
		S51～53	中耐	11	200	51.69～ 55.80	鍋島町大字蛎久1番地
	常盤	S44～47	中耐	8	136	34.09～ 45.69	神園四丁目5番111～826号
	南佐賀	S46	中耐	3	56	42.91 45.69	南佐賀三丁目6番111～338号
	千々岩	S47,48	中耐	3	48	42.91 45.69	新郷本町27番111～438号
	高木	S48～51	中耐	5	80	45.69～ 51.69	高木瀬西三丁目3番111～528号
	築地	S48～62	準耐・木２	7	7	65.88 67.90	中折町1番21号
	本庄	S52～60	準耐	11	11	65.88	本庄町大字袋97番地1
	天祐	S46～62	準耐・木造	21	21	64.26 65.88	多布施三丁目12～14番
	田代	S57	準耐	6	6	65.88	田代二丁目8，9番
	田代東	S60	準耐	5	5	65.88	巨勢町大字牛島569番地1
	西佐賀	S55～60	中耐	10	216	58.29～ 64.43	鍋島町大字八戸溝1238番地1
	鍋島西	S61～63	中耐	7	136	59.42	鍋島二丁目11番，16番
	正里	H1,2	中耐	4	80	59.42	本庄町大字本庄1038番地
	西与賀	H3,4	中耐	5	80	45.46～ 61.39	光三丁目14番111～526号
	袋	H4,5	中耐	3	56	50.10～ 73.87	本庄町大字袋409番地2
	楊柳	H5～8	中耐	8	148	44.92～ 85.19	兵庫南三丁目9,10番
	城南	H7	中耐	2	24	54.70 67.01	本庄町大字袋126番地1
	江頭	H9～11	中耐 高耐	8	124	51.18～ 75.76	鍋島町大字森田841番地1
諸富町	船津	S50,51	中耐	2	32	52.40	諸富町大字徳富1047番地1
	石塚	S54～56	中耐	4	72	61.40～ 64.80	諸富町大字為重328番地1
	東寺井	H11,12	中耐	4	72	56.47～ 72.63	諸富町大字為重898番地1
	千歳	H17	低耐	1	10	58.80 74.10	諸富町大字徳富1763番地6

大和町	小川	S48～52	準２	12	72	42.75～58.80	大和町大字久池井1030,1031番地2
	北原	R2	中耐	2	39	49.57～62.31	大和町大字久池井1536番地1
	池上	S49～59	準耐	7	7	66.35 66.74	大和町大字池上1719番地ほか
	花久保	S49～56	準耐	5	5	66.35 66.74	大和町大字久池井4002番地ほか
富士町	小副川 永渕	H2,10	木造、木２	6	10	53.38～74.77	富士町大字小副川1406番地2
	小副川 ひなた	H10	木造、木２	5	10	52.66 74.77	富士町大字小副川530番地35
	小副川峰	H11	木造、木２	2	4	52.66 74.77	富士町大字小副川774番地1
	中原	H14,15	木造、木２	5	10	55.60 75.20	富士町大字中原170番地2, 1163番地1
	古湯本村	H14	木２	2	10	53.40 71.20	富士町大字古湯749番地
三瀬村	岸高	H10,17	木造・木２	7	14	54.65～79.40	三瀬村三瀬2787番地1
	広瀬	S49	木造	3	8	41.10 44.40	三瀬村三瀬2318番地1
	弥栄	S63,H3	木２	10	20	66.25～70.35	三瀬村三瀬2741番地84
	弥栄第２	H5	中耐	1	12	24.70 37.05	三瀬村三瀬2741番地89
	岩屋	S43,54, H4	木造、木２	3	3	85.5,130.0, 74.50	三瀬村三瀬2614番地2, 2696番地4
川副町	西古賀	S52,53	中耐	3	56	52.8,59.9	川副町大字西古賀1105番地1
	鹿江	H11,12	中耐	3	65	55.8～73.4	川副町大字鹿江1071番地1
東与賀町	下古賀	S52,53	中耐	2	48	54.0～62.0	東与賀町大字下古賀1141番地3
合計				254	2,402		

(2) 特定公共賃貸住宅一覧

（R8.4.1現在）

地域	団地名	建設年度	構造	棟数	戸数	住戸面積(㎡)	所在地
旧佐賀市	楊柳	H6,8	中耐	※2	5	84.36～85.19	兵庫南三丁目9,10番
	江頭	H10,11	中耐 高耐	※3	8	75.76	鍋島町大字森田841番地１
三瀬村	岸高	H10,17	木２	2	4	77.47 83.70	三瀬村三瀬2787番地1
川副町	鹿江	H11,12	中耐	※2	6	76.8	川副町大字鹿江1071番地1
合計				※9	23		

※　楊柳団地、江頭団地、鹿江団地の棟数は市営住宅の棟数に含まれる。